

年 発 0327 第 2 号  
令和 7 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長  
(公印省略)

「厚生年金基金の解散等及び清算について」等の一部改正について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第71号）の施行に伴い、「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）」及び「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

#### 記

第1 「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）」の一部を別添1のとおり改める。

第2 「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の一部を別添2のとおり改める。

(別添1)

新	旧
<p style="text-align: center;">厚生年金基金の解散等及び清算について</p> <p>(略)</p> <p>第1 厚生年金基金の解散の認可申請について</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 厚生年金保険法第161条第1項の規定に基づき企業年金連合会（以下「連合会」という。）が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号）</p> <p><u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成26年厚生労働省告示第95号。以下「責任準備金算出告示」という。）により算出し作成すること。</u></p> <p>なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第18項までに定める必要な<u>読替え</u>を行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。</p> <p>3の2～4 (略)</p> <p>第2 厚生年金基金の解散に伴う清算業務について</p> <p>(略)</p> <p>1 財産目録等の承認申請</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">厚生年金基金の解散等及び清算について</p> <p>(略)</p> <p>第1 厚生年金基金の解散の認可申請について</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 厚生年金保険法第161条第1項の規定に基づき企業年金連合会（以下「連合会」という。）が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号）</p> <p><u>厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件（平成11年厚生省告示第192号。以下「責任準備金算出告示」という。）により算出し作成すること。</u></p> <p>なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第13項までに定める必要な<u>読み替え</u>を行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。</p> <p>3の2～4 (略)</p> <p>第2 厚生年金基金の解散に伴う清算業務について</p> <p>(略)</p> <p>1 財産目録等の承認申請</p> <p>(略)</p>

(1)・(2) (略)

(3) 厚生年金保険法第161条第1項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類(様式第3号)

解散した日現在において、責任準備金算出告示により算出し作成すること。

なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第18項までに定める必要な読替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。

(4) (略)

## 2 解散に伴う事務の引継ぎ

(略)

(1) (略)

(2) 厚生年金保険法第161条第1項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類(様式第3号)

解散した日現在において、責任準備金算出告示により算出し作成すること。

なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第18項までに定める必要な読替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日におい

(1)・(2) (略)

(3) 厚生年金保険法第161条第1項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類(様式第3号)

解散した日現在において、責任準備金算出告示により算出し作成すること。

なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第13項までに定める必要な読み替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。

(4) (略)

## 2 解散に伴う事務の引継ぎ

(略)

(1) (略)

(2) 厚生年金保険法第161条第1項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類(様式第3号)

解散した日現在において、責任準備金算出告示により算出し作成すること。

なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第13項までに定める必要な読み替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日にお

て解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。

2の2～5 (略)

第3 (略)

第4 (略)

別記 勘定科目説明 (略)

(様式第1号)～(様式第2号の2) (略)

(様式第3号)

(その1)

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の総括表  
(略)

(略)	(略)	(略)
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の6までに規定する額	③	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号から第5号の4までに規定する額	④	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号の5から第5号の10までに規定する額	⑤	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第7号から第7号の6までに規定する額	⑥	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第8	⑦	

いて解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。

2の2～5 (略)

第3 (略)

第4 (略)

別記 勘定科目説明 (略)

(様式第1号)～(様式第2号の2) (略)

(様式第3号)

(その1)

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の総括表  
(略)

(略)	(略)	(略)
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の5に規定する額	③	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号から第5号の4に規定する額	④	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号の5から第5号の9に規定する額	⑤	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第7号から第7号の6に規定する額	⑥	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第8	⑦	

号から第8号の6までに規定する額		
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第9号から第9号の5までに規定する額	⑧	
(略)	(略)	

(略)

(その2) (略)

(その2の2)

(略)

(注1) (略)

(注2) この明細書は、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった基金において解散日に平成26年厚生労働省告示第95号第7項から第18項までに定める必要な読替えを行って算出する場合に作成すること。なお、分割新設基金にあつては①～④のみを、分割存続基金にあつては①～⑥の全てを記入すること。

(その2の3)

(略)

(注1) (略)

(注2) この明細書は、平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転又は承継があった基金において解散日に平成26年厚生労働省告示第95号第7項から第18項までに定める必要な読替えを行って算出する場合に作成すること。なお、移転基金及び承継基金のいずれの場合にあつても①～⑥の全てを記入すること。

(その3)

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の6まで、第5号か

号から第8号の6に規定する額		
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第9号から第9号の5に規定する額	⑧	
(略)	(略)	

(略)

(その2) (略)

(その2の2)

(略)

(注1) (略)

(注2) この明細書は、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった基金において解散日に平成26年厚生労働省告示第95号第7項から第15項までに定める必要な読替えを行って算出する場合に作成すること。なお、分割新設基金にあつては①～④のみを、分割存続基金にあつては①～⑥の全てを記入すること。

(その2の3)

(略)

(注1) (略)

(注2) この明細書は、平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転又は承継があった基金において解散日に平成26年厚生労働省告示第95号第7項から第15項までに定める必要な読替えを行って算出する場合に作成すること。なお、移転基金及び承継基金のいずれの場合にあつても①～⑥の全てを記入すること。

(その3)

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の5まで、第5号か

ら第5号の10まで、第7号から第9号の5まで、第11号から第16号まで及び第18号から第19号の2までに規定する額の明細書

	免除保険料収入 (第3号～第3号の6)	(略)	連合会からの権利義務 承継 (第5号の5～第5号 の10)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

(その4)

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の6まで、第5号から第5号の10まで、第7号から第9号の5まで、第11号から第14号まで及び第18号から第19号の2までに規定する額の明細書

1～4 (略)

5 権利義務の移転及び承継

(1) 連合会からの権利義務の承継

ア 中途脱退者由来

(略)

(注1) 「平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額」には、平成26年厚生労働省告示第99号(年金給付等積立金の移換を受けた年月が平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号、平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第99号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第358号、平成26年4月以降平成27年3月以前の場合は、平成27年厚生労働省告示

ら第5号の9まで、第7号から第9号の5まで、第11号から第16号まで及び第18号から第19号の2までに規定する額の明細書

	免除保険料収入 (第3号～第3号の5)	(略)	連合会からの権利義務 承継 (第5号の5～第5号 の9)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

(その4)

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の5まで、第5号から第5号の9まで、第7号から第9号の5まで、第11号から第14号まで及び第18号から第19号の2までに規定する額の明細書

1～4 (略)

5 権利義務の移転及び承継

(1) 連合会からの権利義務の承継

ア 中途脱退者由来

(略)

(注1) 「平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額」には、平成26年厚生労働省告示第99号(年金給付等積立金の移換を受けた年月が平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号、平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は平成26年厚生労働省告示第99号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第358号、平成26年4月以降平成27年3月以前の場合は平成27年厚生労働省告示

示第62号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号、平成27年4月以降令和2年3月以前の場合は、令和2年厚生労働省告示第110号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号、令和2年4月以降令和7年3月以前の場合は、令和7年厚生労働省告示第70号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号）の規定の例により計算した額を記入すること。

(注2) 年金給付等積立金の移換を受けた年月が令和2年4月以降令和7年3月以前の場合は、令和7年厚生労働省告示第70号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成27年4月以降令和2年3月以前の場合は、令和2年厚生労働省告示第110号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成26年4月以降平成27年3月以前の場合は、平成27年厚生労働省告示第62号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第99号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第358号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第99号の別表第2の率」の欄に記載すること。

(注3) (略)

第62号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号、平成27年4月以降令和2年3月以前の場合は令和2年厚生労働省告示第110号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号) の規定の例により計算した額を記入すること。

(注2) 年金給付等積立金の移換を受けた年月が平成27年4月以降令和2年3月以前の場合は、令和2年厚生労働省告示第110号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率及び第2の率を、平成26年4月以降平成27年3月以前の場合は、平成27年厚生労働省告示第62号による改正前の平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率及び第2の率を、平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第99号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第358号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第99号の別表第2の率」の欄に記載すること。

(注3) (略)

イ 解散基金由来

(略)

(注1) (略)

(注2) 年金給付等積立金の移換を受けた年月が令和2年4月以降令和7年3月以前の場合は、令和7年厚生労働省告示第81号による改正前の平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成27年4月以降令和2年3月以前の場合は、令和2年厚生労働省告示第109号による改正前の平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成26年4月以降平成27年3月以前の場合は、平成27年厚生労働省告示第61号による改正前の平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第93号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第12号による改正前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第2の率」の欄に記載すること。

(2)～(6) (略)

6 (略)

(その5) (略)

(様式第3号の2)～(様式第8号) (略)

イ 解散基金由来

(略)

(注1) (略)

(注2) 年金給付等積立金の移換を受けた年月が平成27年4月以降令和2年3月以前の場合は、令和2年厚生労働省告示第109号による改正前の平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成26年4月以降平成27年3月以前の場合は、平成27年厚生労働省告示第61号による改正前の平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第93号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第12号による改正前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第2の率」の欄に記載すること。

(2)～(6) (略)

6 (略)

(その5) (略)

(様式第3号の2)～(様式第8号) (略)

(別添2)

新	旧																														
別紙 厚生年金基金財政運営基準	別紙 厚生年金基金財政運営基準																														
(目次) (略)	(目次) (略)																														
第一～第十四 (略)	第一～第十四 (略)																														
別表1～4 (略)	別表1～4 (略)																														
別添1 (略)	別添1 (略)																														
別添2 様式一覧	別添2 様式一覧																														
(略)	(略)																														
様式①～⑨ (略)	様式①～⑨ (略)																														
様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書(共通)	様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書(共通)																														
1～4 (略)	1～4 (略)																														
5 最低責任準備金	5 最低責任準備金																														
(1) 前年度最低責任準備金	(1) 前年度最低責任準備金																														
(単位：千円)	(単位：千円)																														
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免除保険料 (第3号～第3号の6)</td> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権利義務の承継等 (第5号～第5号の10・第11号・第13号)</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	(略)		(略)	(略)		免除保険料 (第3号～第3号の6)	C		権利義務の承継等 (第5号～第5号の10・第11号・第13号)	D		(略)	(略)		<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免除保険料 (第3号～第3号の5)</td> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権利義務の承継等 (第5号～第5号の7・第11号・第13号)</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	(略)		(略)	(略)		免除保険料 (第3号～第3号の5)	C		権利義務の承継等 (第5号～第5号の7・第11号・第13号)	D		(略)	(略)	
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
免除保険料 (第3号～第3号の6)	C																														
権利義務の承継等 (第5号～第5号の10・第11号・第13号)	D																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
免除保険料 (第3号～第3号の5)	C																														
権利義務の承継等 (第5号～第5号の7・第11号・第13号)	D																														
(略)	(略)																														
(注) (略)	(注) (略)																														
(2) 年度末最低責任準備金	(2) 年度末最低責任準備金																														

(単位：千円)

	免除保険料  〔第3号～ 第3号の6〕	権利義務の承継  〔第5号～ 第5号の10・ 第11号・第13号〕	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

r = 平成26年厚生労働省告示第95号第19項に定める利率

(略)

(3)～(7) (略)

6～11 (略)

責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

(略)

様式⑪～様式⑰ (略)

(単位：千円)

	免除保険料  〔第3号～ 第3号の5〕	権利義務の承継  〔第5号～ 第5号の7・ 第11号・第13号〕	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

r = 平成26年厚生労働省告示第95号第15項に定める利率

(略)

(3)～(7) (略)

6～11 (略)

責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

(略)

様式⑪～様式⑰ (略)